

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

移動タンク貯蔵所の防護枠の取扱いについて

移動タンク貯蔵所の防護枠の構造については、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（昭和62年4月20日付け自治省令第16号）〔1 2 3 9 1 頁参照〕により「厚さ2.3ミリメートル以上の鋼板で、通し板補強を行つた底部の幅が120ミリメートル以上の山形又はこれと同等以上の強度を有する構造に作ること。」（危険物の規制に関する規則第24条の3第2号イ）とされ、昭和62年5月1日から施行されるところであるが、この構造以外の下記の構造の防護枠についても、昭和62年10月30日までの間は、設置に係る許可等の取扱いについては、特例を適用し、有効な防護枠として取り扱ってさしつかえないこととするので、その運用に遺憾のないようお願いする。

なお、貴管下市町村に対しても、この旨示達されよろしく御指導願いたい。

記

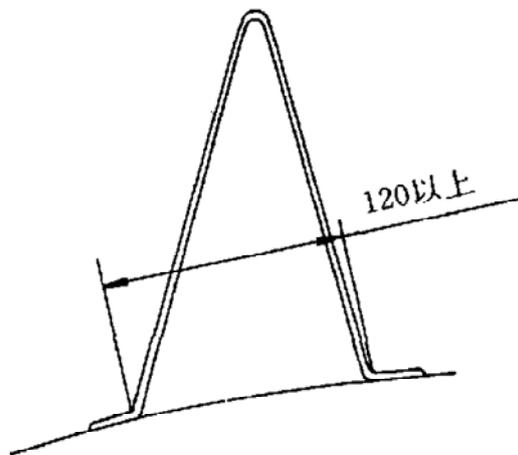
改正前の危険物の規制に関する規則第24条の3第2号イに適合するものであるほか、次のいずれかに適合するものであること。

- 1 防護枠の、底部の幅が120ミリメートル以上であること。（第1図）
- 2 防護枠の底部の幅が120ミリメートル未満であつて、防護枠の山形の内部に防護枠と同等以上の厚さの鋼板等の通し板で補強したもの。（第2図）
- 3 防護枠間の内側に、防護枠の頂部から50ミリメートル以内の部分から、防護枠の底部までの部分の間に、次のいずれかの補強を行つたもの。
 - （1） 防護枠と同等以上の厚さの鋼板等でタンク長手方向の全長を補強したもの。（第3図）
 - （2） 防護枠と同等以上の厚さの鋼板等の材料で、タンク間仕切板の上部の位置を補強したもの。（第4図）

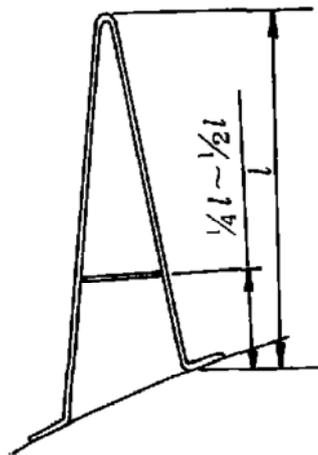
ただし、2キロリットルを超える室を有する場合には、タンク室のおおむね中央部一箇所を補強するものとし、2キロリットル以下の移動タンク貯蔵所の場合には、おおむねその中央部一箇所を補強すること。

4 4キロリットル以下の移動タンク貯蔵所であつて、防護枠の内側に、防護枠と同等以上の厚さの鋼板等の材料で、防護枠間を結び補強したもの。(第5図)

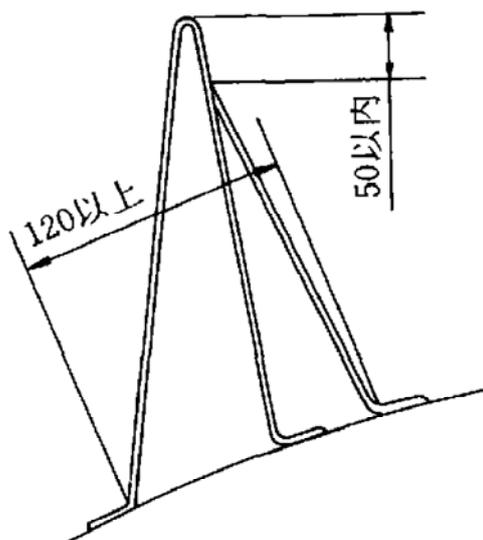
第1図



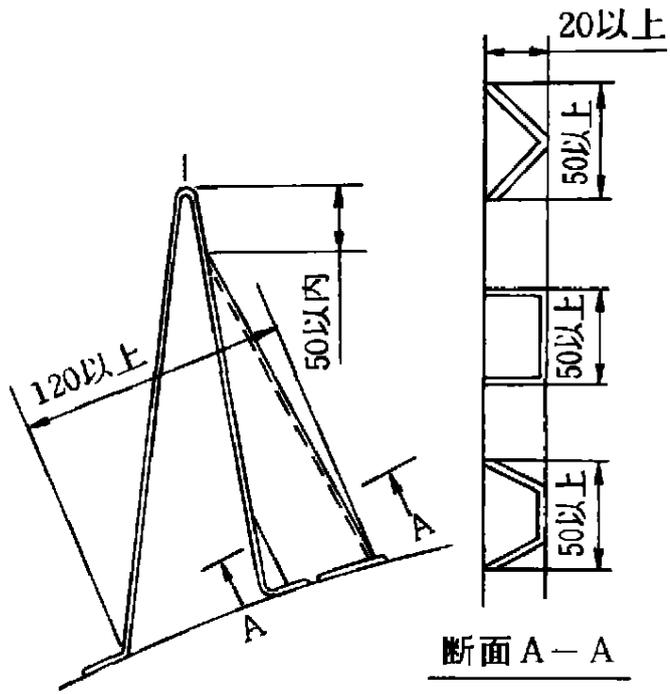
第2図



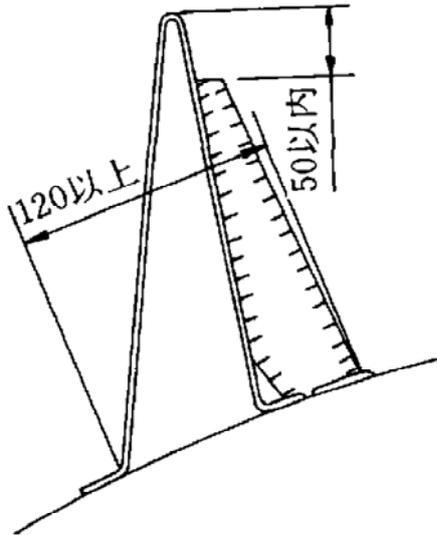
第3図



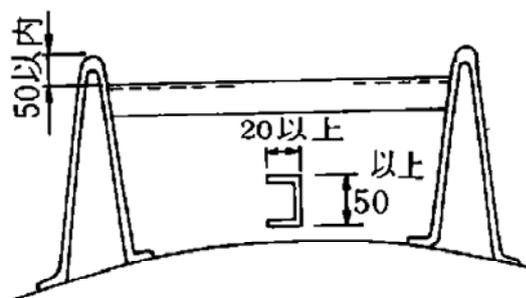
第4図(1)



第4図(2)



第5図



注 図中の数字の単位はミリメートルとする。